

ひとり親家庭 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 のご案内

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業とは

母子家庭の母または父子家庭の父である方及びその児童が、希望した就業ができない、安定した就業が難しい等の事情から、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して民間事業者などが実施する対策講座を受講する場合に受講費用の一部を給付するものです。支給額は受講費用の40%（受講修了時）および20%（合格時）で、合計15万円が上限額です。受講前に対象講座の指定を申請していただく必要があります。

給付を受けるためには、当該教育訓練（講座）を受けることが適職に就くために必要であるということについて、事前相談が必要となります。

令和2年4月

神戸市こども家庭局家庭支援課

1. 支給の対象となる方 以下のすべてに該当する方

- (1) 神戸市内に住所を有する児童（20歳未満）を扶養する配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む）のない女子又は男子、及びその児童（※1） **給付金資格発生日に児童が20歳未満であることが条件です。**
給付金資格発生日とは、受講修了日及び合格日を指します。
- (2) 親が児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にある方（※2）
- (3) 大学入学資格を取得していない方（高等学校を卒業していない、中退したなど）
- (4)（同一の受講者につき）過去に本事業による給付を受けていない方

2. 対象講座

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）で、市長が適当と認めたもの

（注1）

「配偶者のない女子又は男子」とはたとえば次のような方です

- 配偶者と死別した女子又は男子であって、現に婚姻をしていないもの
- 離婚した女子又は男子であって、現に婚姻をしていないもの
- 配偶者の生死が長期にわたって明らかでない女子又は男子
- 配偶者から長期にわたって遺棄されている女子又は男子
- 配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって労働力を失っている女子又は男子
- 婚姻によらないで母又は父となった女子又は男子で現に婚姻をしていないもの

（注2）

給付対象となる場合：申請者の所得－①控除額 < (表1) 限度額＋②加算額

所得とは・・・

申請者の収入から給与所得控除額などを控除し、養育費の8割相当額を加算した額です。

養育費とは・・・

離婚をしても、別居親は児童に対して扶養義務（児童の養育費を支払う義務）があります。別居親から児童又は母（又は父）が養育費を受け取る場合は、それだけ家庭の収入が増えますので、その8割を母（又は父）の所得として計算します。

（表1）所得制限限度額（単位：円）

扶養親族等数	本人
0	1,920,000
1	2,300,000
2	2,680,000
3	3,060,000
4	3,440,000
5	3,820,000

①申請者所得控除額

一律控除	8万円
特別障害者控除	40万円
障害者・勤労学生控除	27万円
雑損、小規模企業共済等掛金、医療費	

②所得制限限度額への加算額

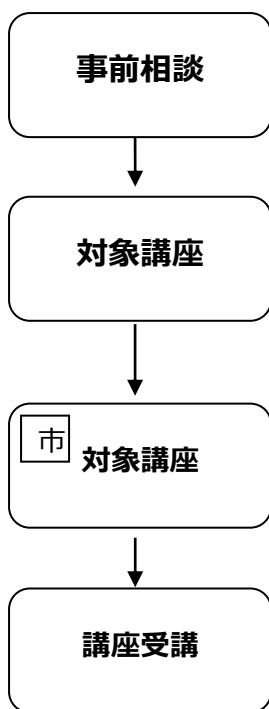
老人控除対象配偶者	} 一人につき10万円
老人扶養親族	
特定扶養親族（19～22歳）	} 一人につき15万円
扶養親族（16～18歳）	

（表1）扶養親族等数

児童扶養手当を受給しておらず、16歳～19歳未満の一般扶養親族がいる場合について、申立書を提出いただくことで、特定扶養親族として扶養親族等数に含むことができる場合があります。詳しくはお住まいの区のこども福祉係へご相談ください。

3. 手続きの流れ

【講座受講前】



お住まいの区のごども福祉係で、事前相談を受けてください。
支給要件や対象講座、必要書類などについて説明します。

原則として受講開始日の14日前までに必要書類を揃えて、区役所ごども福祉係に対象講座指定申請をしてください。

(書類に不備や疑義がある場合は、再度来所していただくことがあります)

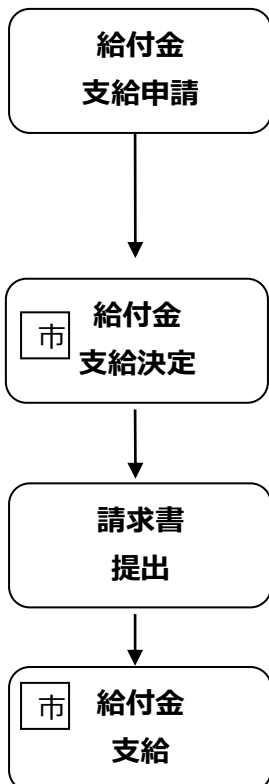
申請書類を審査し、対象講座指定（不承認）通知を送付します。

指定を受けた講座を受講してください。

※対象講座修了後に改めて給付金支給申請を行う必要があります。

【講座修了後】受講修了時給付金（①）

【試験合格後】合格時給付金（②）



①は対象講座の受講修了翌日から1ヶ月以内に、②は合格証書の合格日付から40日以内に、必要書類をそろえて、区役所ごども福祉係に支給申請をしてください。なお、②は受講開始から2年以内の合格が支給対象です。

(書類に不備や疑義がある場合は、再度来所していただくことがあります)

申請書類を審査し、給付金支給決定（不承認）通知を送付します。

請求書に必要事項を記入し、振込口座が分かるもの（預金通帳のコピー等）を添えて区役所ごども福祉係に提出してください。

給付金を指定の金融機関に振り込みます。

4. 申請に必要な書類

(1) 対象講座指定申請のとき

①対象講座指定申請書

②申請者の住民票（3ヶ月以内の家族全員のもので、本籍・続柄があるもの）

③受講を希望する講座の施設名・講座名・受講科目・受講期間・経費が記載された書類
(児童扶養手当を受給している方) 児童扶養手当証書

(以下、児童扶養手当を受給していない方のみ)

- ・母子家庭または父子家庭であることを証明する書類（戸籍謄本・遺族年金証書など）
- ・申請者の所得を証明する書類（所得証明など）

(2) 給付金支給申請のとき

①給付金支給申請書

②申請者の住民票（3ヶ月以内の家族全員のもので、本籍・続柄があるもの）

③【修了時給付金】受講修了証明書（受講開始日及び受講修了日が分かるもの）

④【修了時給付金】受講費用の領収書（④・⑤は受講施設の長が発行したもの）

⑤【合格時給付金】合格証書

(児童扶養手当を受給している方) 児童扶養手当証書

(以下、児童扶養手当を受給していない方のみ)

- ・母子家庭または父子家庭であることを証明する書類（戸籍謄本・遺族年金証書など）
- ・申請者の所得を証明する書類（所得証明など）

(3) 給付金支給のとき

①請求書

②給付金振込口座番号が分かるもの（預金通帳など）

5. 給付金支給申請にあたっての注意事項

- ① 1の給付の対象条件に全て該当しても、次に当てはまる場合には給付金は支給されません。
 - ・対象講座指定申請後に講座の受講を中止した場合
 - ・対象講座指定申請後に1で挙げた条件に該当しなくなった場合（例：婚姻）
 - ・給付金支給申請時に受講経費の領収書および受講修了証明書（共に受講施設長が発行したものに限り）を提出できない場合
- ② 給付金支給申請時に受講料を分納していた場合、その時点で支払った金額のみ給付の対象となります（クレジットカードによる支払の場合を除く）。
- ③ 受講の際に支払った費用でも、受講経費と認められないものもあります。
(例：高卒認定試験の受験料・補助教材費・交通費など)
- ④ 対象講座指定申請書と給付金支給申請書と請求書には必ず同じ印鑑を使用してください。

就業に関するご相談は、ぜひ『神戸市ひとり親家庭支援センター』をご活用ください。

神戸市ひとり親家庭支援センター

専門の職業アドバイザーが就業に関する相談を受けます。

マンツーマンの初心者向けパソコン講座も実施しています（予約制）。

相談（予約制）

センターでの個人相談・・・第1土曜 10:00～15:00
 第3土曜（偶数月） 10:00～15:00
 第3水曜・第5木曜 10:00～16:00
 第4木曜・第5金曜 13:00～19:00

各区子ども家庭支援課・・・中央区 第1月曜 西区 第1火曜
 兵庫区 第1木曜 灘区 第2月曜
 北区 第2火曜 須磨区 第3月曜
 垂水区 第3火曜 東灘区 第4月曜
 長田区 第4火曜

ハローワーク神戸・・・・・・第3木曜 10:00～16:00

詳しくは、神戸市ひとり親家庭支援センター（☎341-4532）まで

〒650-0016 神戸市中央区橋通3丁目4-1
 神戸市総合福祉センター3階（湊川神社西側）

問い合わせ先（子ども福祉係）

東灘区役所	841-4131（代）	北須磨支所	793-1415
灘区役所	843-7001（代）	垂水区役所	708-5151（代）
中央区役所	232-4411（代）	北区役所	593-1111（代）
兵庫区役所	511-2111（代）	北神区役所	981-1748
長田区役所	579-2311（代）	西区役所	929-0001（代）
須磨区役所	731-4341（代）	子ども家庭局家庭支援課	322-0249

詳しくは、お住まいの区の子ども家庭支援課・北須磨支所保健福祉課子ども福祉係まで

202004